

記載例

個人用

農用地利用集積計画による利用権設定等申出書

担当推進委員	
氏名	

令和 年 月 日

西予市長 管 家 一 夫 殿

利用権を設定等
する者（貸し手）
（甲）
住所 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1
氏名 宇和 四 郎
電話 0894-62-1111

利用権を設定等
受ける者（借り手）
（乙）
住所 西予市野村町野村12号619番地
氏名 野村 次 郎
電話 0894-99-9999

下記のとおり農用地利用集積計画による利用権の設定等をしたく、西予市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第5の1の（5）に基づき申し出いたします。

なお、下記利用権設定等の条件については、私達兩名の協議合議によるものである。

記

有償の場合は賃借権

1. 利用権の条件

この利用権の設定等に係る条件については、次項の「設定等する利用権の条件」その他の条件については、4の裏面の定めるところ並びに西予市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第5の1の（2）に従い、事業の円滑な実施に努めます。

2. 利用権設定等、各筆明細

設定等する土地							設定する利用権の条件				
町名	大字	地番	現況地目	面積 ㎡	農用地 内・外	所有者	利用権 の種類	栽培 予定 作物名	存続期間	賃借料	借賃の支払 方法
宇和町	卯之町	3-434-2	田・畑	500	内・外	宇和 四 郎	賃借権	水稻	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで 年間	反当 1 俵	(1) (甲) の 預貯金口座 へ振り込む (2) 貸し手宅 に持参する (1) 又は(2) どちらかを 抹消のこと
宇和町	卯之町	3-434-3	田・畑	600	内・外	宇和 四 郎	賃借権	水稻		円	
宇和町	卯之町	3-434-4	田・畑	700	内・外	宇和 四 郎	賃借権	水稻		円	
			田・畑		内・外					全体で賃借料 を支払う場合 は、反当を消 し、全体と記 載してください。	
			田・畑		内・外						
			田・畑		内・外						
			田・畑		内・外						
			田・畑		内・外						
			田・畑		内・外						
合計				1,800							

3. 利用権の設定等を受ける者の経営状況（別紙のとおり）

（注意） 1. 利用権期間終了後再度更新する場合は、期限前（約60日）に改めて申出書を提出してください。

4. 農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、2. の各筆明細に定めるもののほか、次（裏面）に定めるところによる。

記載例

第1 利用権設定（経営受委託、移転及び転貸を除く）関係 1 各筆明細

整理番号		利用権の設定をする者の氏名又は名称及び住所 (A) 貸人		住所 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1		氏名 宇和 四郎											
		利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所 (B) 借人		住所 西予市野村町野村12号619番地		氏名 野村 次郎											
利用権を設定する土地 (C)				設定する利用権 (D)				利用権を設定する土地の(A)以外の権限者等(F)		備考							
町名	大字	地番	現況地目	面積 ㎡	利用権の種類	内容	始期	存続期間 (終期)	借賃	借賃の 支払方法	利用権設定等促進 事業の実施により 成立する利用権の 設定等に係る当事 者間の法律関係(E)	住所	氏名又は 名称	権限の 種類	「同意印」	備考	
宇和町	卯之町	3-434-2	田・畑	500	賃借権	水田として利用	令和 年 月 日	令和 年 月 日	反当1俵	12月末 までに	賃貸借					新・再	
宇和町	卯之町	3-434-3	田・畑	600	賃借権	水田として利用	令和 年 月 日	令和 年 月 日	反当1俵		賃貸借						新・再
宇和町	卯之町	3-434-4	田・畑	700	賃借権	水田として利用	令和 年 月 日	令和 年 月 日	反当1俵		(1) (A)の 貯金口座 へ振り込む。	賃貸借					新・再
			田・畑				令和 年 月 日	令和 年 月 日		(2) (A)宅 に持参す る。						新・再	
			田・畑				令和 年 月 日	令和 年 月 日									新・再
			田・畑				令和 年 月 日	令和 年 月 日									新・再
			田・畑				令和 年 月 日	令和 年 月 日			(注) (1)又は (2)どち らかを抹 消のこと。						新・再
			田・畑				令和 年 月 日	令和 年 月 日								新・再	
小計			田 畑	1,800													
合計				1,800													

有償の場合は賃借権

- 記載注意
- この各筆明細は、利用権設定の当事者ごとに別表とする。
 - (C)欄は、大字別に記載する。
 - (C)欄の「面積」は登記簿によるものとし、登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、登記簿の地積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きする。なお、1筆の一部について利用権が設定される場合には、○○○○㎡の内○○○㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
 - (D)欄の「利用権の種類」は、「賃借権」等と記載する。
 - (D)欄の「内容」は、利用権の設定による当該土地の利用目的（例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載し、水田裏作を目的とする賃貸借等の場合にはその利用期間を併記する。
 - (D)欄の「存続期間（終期）」は、「○年」又は「○○年○○月○○日（始期）から○○年○○月○○日まで」と記載する。
 - (D)欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃（期間借地の場合には、1年のうち利用期間に係る分の借賃）の額を記載する。
 - (D)欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と支払方法（例えば、毎年○月○日までに○○農協の○○名義の貯金口座に振り込む等）を記載する。
 - (E)欄は、(D)欄の「利用権の種類」に対応して「賃貸借」等と記載する。
 - (F)欄は、(B)欄以外の権原者がいないときは記入を要しない。
 - 同意については、(A)欄、(B)欄及び(F)欄に同意印を押印することによって、かえることができる。
 - 備考欄には、当該土地の利用権設定が農業協同組合法第10条第3項に規定する信託に係るものである場合は、信託財産である旨及び当該信託に係る委託者の氏名又は名称及び住所を記載する。
 - 農地利用集積円滑化団体が行う農用地等の所有者の委任を受け、その者を代理して利用権設定（経営受委託、移転及び転貸を除く）を行う場合には利用権設定等委任契約書の写しを添付する。

記載例

(別紙)

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

認定農業者ですか？
1. はい
2. いいえ

氏名		野村 次郎		年齢	50		農業従事日数	200 日									
利用権の設定等を受ける土地の面積	利用権の設定等を受ける者が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積		利用権の設定等を受ける者の主たる経営作目		利用権の設定等を受ける者の世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況			利用権の設定等を受ける者の主な家畜の飼養の状況		利用権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況							
	A	B		C	世帯員 (構成員)	農業従事者 (うち15才以上60才未満のもの)	雇用労働力 (年間延日数)	種類	数量	種類	数量						
農地	1,800 m ²	農地	15,000 m ²	水稻 野菜	4人	水稻 野菜 麦・大豆 果樹 飼料 等	農業専従者 (1人)	人日			トラクター	1台					
採草放牧地	m ²										農業補助者	主として農業に従事する者 (2人)				耕耘機	1
その他	m ²	採草放牧地	m ²									従として農業に従事する者 (人)				管理機	1
										田植機	1						
										コンバイン	1						
										農業用トラック	1						
										モノレール							
										動力噴霧器							

(記載注意)

- 主たる経営作目は、「水稻」「果樹(ぶどう)」「野菜」「肉用牛」「養豚」「施設園芸」等と記載する。
- 「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上の者を、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60～149日の者をいう。

記載例

個人用

農用地利用集積計画による利用権設定等申出書

担当推進委員	
氏名	

令和 年 月 日

西予市長 管 家 一 夫 殿

相続人代表者の住所、氏名

利用権を設定等
する者（貸し手）
（甲）
住所 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1
氏名 宇 和 一 子
電話 0894-62-1111

利用権を設定等
受ける者（借り手）
（乙）
住所 西予市野村町野村12号619番地
氏名 野 村 次 郎
電話 0894-99-9999

下記のとおり農用地利用集積計画による利用権の設定等をしたく、西予市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の（5）に基づき申し出いたします。

なお、下記利用権設定等の条件については、私達兩名の協議合議によるものである。

記

所有者欄は、登記名義人の氏名を記載してください。

1. 利用権の条件

この利用権の設定等に係る条件については、次項の「設定等する利用権の条件」その他の条件については、4の裏面の定めるところ並びに西予市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の（2）に従い、事業の円滑な実施に努めます。

2. 利用権設定等、各筆明細

設 定 等 す る 土 地							設 定 す る 利 用 権 の 条 件				
町 名	大 字	地 番	現 況 地 目	面 積 ㎡	農 用 地 内 外	所 有 者	利 用 権 の 種 類	栽 培 予 定 作 物 名	存 続 期 間	賃 借 料	借 賃 の 支 払 方 法
宇和町	卯之町	3-434-2	田・畑	500	内・外	宇 和 四 郎	賃借権	水稻	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで 年間	反当 1 俵 円	(1) (甲) の 預貯金口座 へ振り込む (2) 貸し手宅 に持参する
宇和町	卯之町	3-434-3	田・畑	600	内・外	宇 和 四 郎	賃借権	水稻			
宇和町	卯之町	3-434-4	田・畑	700	内・外	宇 和 四 郎	賃借権	水稻			
			田・畑		内・外						
			田・畑		内・外						
			田・畑		内・外						
			田・畑		内・外						
			田・畑		内・外						
			田・畑		内・外						
			田・畑		内・外						
合 計				1,800							

3. 利用権の設定等を受ける者の経営状況（別紙のとおり）

（注意） 1. 利用権期間終了後再度更新する場合は、期限前（約60日）に改めて申出書を提出してください。

4. 農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、2. の各筆明細に定めるもののほか、次（裏面）に定めるところによる。

記載例

1. 各筆明細

整理番号		利用権の設定をする者の氏名又は名称及び住所 (A) 貸人		住所 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1		氏名 宇和 一子											
		利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所 (B) 借人		住所 西予市野村町野村12号619番地		氏名 野村 次郎											
利用権を設定する土地 (C)			設定する利用権 (D)					利用権を設定する土地の(A)以外の権限者等(F)		備考							
町名	大字	地番	現況地目	面積㎡	利用権の種類	内容	始期	存続期間(終期)	借賃		借賃の支払方法	住所	氏名又は名称	権限の種類	「同意印」		
宇和町	卯之町	3-434-2	田・畑	500	貸借権	水田として利用	令和 年 月 日	令和 年 月 日	反当1俵	12月末までに	賃貸借	明浜町高山甲3657	明浜 太郎	相続権	印	新・再	
宇和町	卯之町	3-434-3	田・畑	600	貸借権	水田として利用	令和 年 月 日	令和 年 月 日	反当1俵		までに				印	新・再	
宇和町	卯之町	3-434-4	田・畑	700	貸借権	水田として利用	令和 年 月 日	令和 年 月 日	反当1俵			-				印	新・再
							令和 年 月 日	令和 年 月 日		(1)							
							令和 年 月 日	令和 年 月 日		(A)の貯金口座へ振り込む。							新・再
							令和 年 月 日	令和 年 月 日								新・再	
							令和 年 月 日	令和 年 月 日								新・再	
							令和 年 月 日	令和 年 月 日								新・再	
							令和 年 月 日	令和 年 月 日								新・再	
							令和 年 月 日	令和 年 月 日								新・再	
							令和 年 月 日	令和 年 月 日								新・再	
小計		田畑		1,800													
合計				1,800													

家族構成例

```

graph TD
    A[宇和 四郎  
所有者  
H20.1.1死亡] --- B[宇和 一子  
妻  
相続持分1/2]
    A --- C[明浜 太郎  
子  
相続持分1/6]
    A --- D[城川 花子  
子  
相続持分1/6]
    A --- E[三瓶 三郎  
子  
相続持分1/6]
    
```

名義人が死亡し、名義を変えていない場合は、相続権者の同意印が必要となります。必要な同意の数は、利用権設定期間の長さによって変化しますので、ご注意ください。

○期間が20年以下の場合は、全相続権持分の1/2を越える同意が必要
※左の家族構成例：宇和一子さんと明浜太郎さんの同意で成立

○期間が20年を越える場合は、相続権者全員の同意が必要
※左の家族構成例：宇和一子さん、明浜太郎さん、城川花子さん、三瓶三郎さん全員の同意印が必要

記載注意

- この各筆明細は、利用権設定の当事者ごとに別葉とする。
- (C) 欄は、大字別に記載する。
- (C) 欄の「面積」は登記簿によるものとし、登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、登記簿の地積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きする。なお、1筆の一部について利用権が設定される場合には、○○○○㎡の内○○○㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- (D) 欄の「利用権の種類」は、「貸借権」等と記載する。
- (D) 欄の「内容」は、利用権の設定による当該土地の利用目的（例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載し、水田裏作を目的とする賃貸借等の場合にはその利用期間を併記する。
- (D) 欄の「存続期間（終期）」は、「○年」又は「○○年○○月○○日（始期）から○○年○○月○○日まで」と記載する。
- (D) 欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃（期間借地の場合には、1年のうち利用期間に係る分の借賃）の額を記載する。
- (D) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と支払方法（例えば、毎年○月○○日までに○○農協の○○名義の貯金口座に振り込む等）を記載する。
- (E) 欄は、(D) 欄の「利用権の種類」に対応して「賃貸借」等と記載する。
- (F) 欄は、(B) 欄以外の権原者がいないときは記入を要しない。
- 同意については、(A) 欄、(B) 欄及び(F) 欄に同意印を押印することによって、かえることができる。
- 備考欄には、当該土地の利用権設定が農業協同組合法第10条第3項に規定する信託に係るものである場合は、信託財産である旨及び当該信託に係る委託者の氏名又は名称及び住所を記載する。
- 農地利用集積円滑化団体が行う農用地等の所有者の委任を受け、その者を代理して利用権設定（経営受委託、移転及び転貸を除く）を行う場合には利用権設定等委任契約書の写しを添付する。